

行政常任委員会

令和 7 年 6 月 2 0 日（金）

午後 1 時 1 2 分 開 会

○南委員長 それでは、ただいまより行政常任委員会を開催いたします。

それでは、付託審査の前に、まず、市長より御挨拶をいただきたいと思います。

○加藤市長 まず、委員の皆様におかれましては、本会議に引き続き行政常任委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

本委員会に付託されています議案につきましては、議案第 4 0 号、尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてと、議案第 4 1 号、令和 7 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 3 号）の 2 議案であります。これら提出議案につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審査いただき御承認賜りますようお願い申し上げます。

○南委員長 ありがとうございました。

それでは、1 本ずつ審査をしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、初めに、議案第 4 0 号、尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての説明を求めます。

○森本総務課長 総務課です。よろしくお願いいたします。

総務課に係ります議案について説明させていただきます。

議案書の 1 ページのほうを御覧ください。

議案第 4 0 号、尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてについて説明させていただきます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正によりまして、投票立会人をはじめとします、選挙関係職員に係る報酬額の基準が引き上げられたことに伴いまして、本市においても、投票立会人等の報酬額について国の新たな基準額に準じた水準とすることで、選挙事務の円滑な執行と職務に対する適切な対価の確保を図るため、条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表の 1 ページのほうを御覧ください。

右が改正前、左が改正後となっております。

投票所の投票立会人が 1 万 9 0 0 円から 1 万 2, 4 0 0 円に、期日前投票所の投票立会人が 9, 6 0 0 円から 1 万 9 0 0 円になるなど、その他、記載のとおり、そ

れぞれ引上げするもので、来月 7 月の参議院議員通常選挙から適用させていただきたいと考えております。

議案第 40 号の説明は以上でございます。御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございました。

説明は以上でございます。

ただいまの説明に対し御質疑のある方は御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 ないようですので、議案第 40 号の審査は終了いたします。

次に、議案第 41 号、令和 7 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 3 号）の議決についての説明を求めます。

○森本総務課長 それでは、議案第 41 号、令和 7 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 3 号）の議決について説明させていただきます。

補正予算書の 8 ページ、9 ページのほうを御覧ください。

歳入であります。

15 款県支出金、3 項委託金、1 目総務費委託金 33 万 4,000 円の増額は、参議院議員選挙執行委託金 17 万 3,000 円及び三重県知事選挙執行委託金 16 万 1,000 円のそれぞれの増額であります。

次に、ページをめくっていただきまして、10 ページ、11 ページのほうを御覧ください。

歳出であります。

2 款総務費、4 項選挙費、4 目参議院議員選挙費 17 万 3,000 円の増額及び 5 目三重県知事選挙費 16 万 1,000 円の増額は、いずれも先ほどの条例改正に伴います、選挙管理委員等報酬の増額でございます。

補正予算（第 3 号）の説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございました。

説明は以上でございます。

ただいまの説明に対して御質疑のある方は御発言をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 よろしいですか。それでは、ないようですので、議案第 41 号の審

査を終了いたしたいと思います。

執行部は、ここで退席をお願いいたします。

それでは、当委員会に付託されました２議案についての採決を行いたいと思います。

まず、初めに、議案第４０号、尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。議案第４０号について、可決すべきとする委員は挙手をお願いいたします。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第４０号は可決すべきものと……。

(発言する者あり)

○南委員長 すみません、もう一回お願いいたします。

議案第４０号、尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

議案第４０号について、可決すべきとする委員は挙手をお願いいたします。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第４０号は可決すべきものと決しました。

次に、議案第４１号、令和７年度尾鷲市一般会計補正予算（第３号）の議決についてを採決いたします。

議案第４１号に、原案に可決すべきとする委員は挙手をお願いいたします。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第４１号は可決すべきものと決しました。

特に意見がなかったということでございますので、委員長報告は、そのままストレートでさせていただきます。ありがとうございました。

以上で委員会を終了いたします。

(午後 １時１９分 閉会)